

「埼玉県特殊詐欺の被害の防止に関する条例（仮称）」骨子案に対する

パブリックコメント（意見募集）の実施について

「埼玉県特殊詐欺の被害の防止に関する条例（仮称）」の策定に当たり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記のとおり募集いたします。

記

1 募集期間

平成30年12月25日（火）～平成31年1月24日（木）（当日消印有効）

2 ご意見の提出方法

（1）記載事項

1、個人でご提出いただく場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じて、性別、年齢、電話番号などを追加してください。>

2、法人、その他の団体でご提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※様式は自由です。

（2）提出方法

郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、ご了承ください。

1、郵便：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

2、FAX番号：048-824-3328

3、電子メールアドレス：yoshino@jimin-saitama.net

※判別のため、件名を「埼玉県特殊詐欺の被害の防止に関する条例」としてください。

3 ご意見の取扱い

（1）提出していただいたご意見を考慮して、「埼玉県特殊詐欺の被害の防止に関する条例（仮称）」を策定いたします。

(2) 個々のご意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんのでご了承ください。

4 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

T E L 048-824-3297

F A X 048-824-3328

E-mail yoshino@jimin-saitama.net

以上

埼玉県特殊詐欺の被害の防止に関する条例（仮称）骨子案

I 制定の趣旨

- 様々な特殊詐欺の手口が日々開発され、更なる被害の拡大が懸念される中、県民一人一人がその防犯意識を更に高める必要があります。
- そのためには、普段から家族が連絡を取り合って騙されないようにする「家族の絆」の取組や、水際で被害を防ぐための金融機関の窓口における声掛けの実施など、県民や事業者がそれぞれの立場で取り組んでいくことが重要です。
- そして、これらの取組を進めるためには、まず県が特殊詐欺の状況や予防策などについて、様々なメディアによる情報発信を行い、普及・啓発をしていくことが非常に重要です。
- 県、県民、事業者がそれぞれの立場で、特殊詐欺の被害の防止のために取り組んでいき、県全体が一丸となって特殊詐欺の被害に遭いにくい環境をつくることで、特殊詐欺が発生しにくい環境ができていくものと考えます。
- そこで、埼玉県自由民主党議員団では、特殊詐欺の被害の防止に関して、それぞれの取組を推進するための核となる条例の制定が必要であると考え、本条例案について検討してまいりました。

II 骨子案

項目	概要
1 目的	県民の財産を守ること。
2 定義	「特殊詐欺」「振り込め詐欺」などの言葉の定義
3 県の責務	①県は、被害防止の施策を総合的に推進 ②施策の推進に当たっては、近隣都県と連携
4 市町村への協力	県は、市町村が行う被害防止の施策に協力
5 県民の役割	①県民は、被害防止の施策に協力等 ②県民は、県の広報などを踏まえ、キャッシュカード手渡し型等の詐欺被害に遭わないよう適切な行動をとるよう努める
6 事業者の役割	事業者は、被害防止の施策に協力等
7 金融機関の役割	金融機関は、窓口での声掛け、利用限度額引下げ等の被害防止のための取組に努める等
8 普及啓発	①県は、加害者・被害者として特殊詐欺に巻き込まれないようにするための教育活動、特殊詐欺に関する啓発のための広報活動等を実施 ②県は、利用限度額引下げなどの金融機関が行う特殊詐欺の被害防止のための取組について広報
9 県民等の自主的な活動の促進	県は、県民等による被害防止の自主的活動を促進等
10 情報の提供	警察は、市町村に対して発生状況等の情報提供 警察は、県民等の自主的活動等を支援するための情報提供等
11 被害防止のための助け合いの取組	県民は、家族等との間で互いに被害防止を注意喚起する等
12 通報	①県民は、特殊詐欺被害に遭いそうな人を見つけた場合に、警察官・事業者へ通報 ②事業者は、特殊詐欺の被害に遭いそうな人・特殊詐欺を行っていると思われる者を発見したときは、警察官へ通報
13 通報受理後の措置	警察官は、通報を受けたときは調査を行い適正に処理
14 運用上の留意事項	条例の運用に当たり、県民の自由を不当に制限しないよう留意
15 財政上の措置	県は、被害防止の施策の推進のため財政上の措置